

## 菊陽町の歴史が詰まっています 町史・町史研究資料集を販売中です



☎ 生涯学習課 文化振興係 ☎(232)4917

菊陽町史編纂室が平成6年度に発行した町史と、町史に収めきれなかった資料などを平成8年度以降に別冊として発行した町史研究資料集を生涯学習課にて販売しています。

### 「菊陽町史」

大きく「総説編」「歴史編」「資料編」に分かれており、「総説編」では当時の菊陽町の概要として自然環境や旧村の概要が掲載されています。「歴史編」では町の歴史を古代、中世、近世、近代、現代と章分けして解説しています。「資料編」では、菊陽の民俗や文化財、歴史年表などが掲載されています。

◆販売価格 2,500円  
(町内在住者2,000円)



### 「町史研究資料集」(全6巻)

◆第1～4集では菊陽町に存在する古文書、古記

録と解説文が掲載されています。第5集では菊陽町に昔から伝わることも遊びや方言などが掲載されています。第6集では菊陽町の神仏に関する調査の成果が掲載されています。

◆販売価格 1冊700円(町内在住者500円)

### 購入について

◆購入方法(直接購入または郵送)

- ①生涯学習課窓口
- ②メールやFAXで申し込む  
(代金の振り込みを確認できたら、着払いで郵送いたします。)

### その他

- ◆菊陽町史は菊陽町図書館及び町内の各センターで閲覧が可能です。
- ◆申込書様式等詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

## 平成元年2月号から28年12月号までを製本 「広報きくよう縮刷版」を販売中です



☎ 総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

平成時代の町の様子を綴った、「広報きくよう縮刷版3・4・5・6(平成元年2月号～28年12月号)」を販売しています。

### 「広報きくよう縮刷版」

菊陽バイパス(国道57号線)の開通(平成4年5月号)や光の森駅開業(平成18年4月号)など、町が発展していく様子が記録されています。また、町民の皆さんがたくさん登場し、紙面を明るく飾っていただきました。町と皆さんの歩みを振り返ってみませんか。



### 購入について

◆販売物

広報きくよう縮刷版3・4・5・6  
4冊セット(分売はできません)

◆販売価格

1セット 4千円

◆購入方法

- ①総合政策課に電話で申し込み
- ②総合政策課窓口で代金支払い、受け取り

◆受付時間

午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝を除く)

◆注意事項

- 販売用は数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。
- 申し込みセット数に制限はありません。
- 郵便などでの発送はご相談ください。

## 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内



年金給付金制度とは、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援することを目的に、年金に上乗せして支給されるものです。

### 対象となる人・給付金額

対象となる人		給付金額
老齢基礎年金受給者	次の①～④をすべて満たしている人 ①65歳以上で老齢基礎年金を受給中 ②日本国内に住所がある ③世帯全員が町民税非課税 ④前年の公的年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下	月額5,020円を基準に、保険料納付済期間などに応じて算出されるため、金額は受給者ごとに異なります。
障害基礎年金受給者	次の①～③をすべて満たしている人 ①障害基礎年金受給中 ②日本国内に住所がある ③前年の所得額が4,721,000円+扶養親族数×38万円 <sup>(※1)</sup> 以下	障害基礎年金1級 月額6,275円 障害基礎年金2級 月額5,020円
遺族基礎年金受給者	次の①～③をすべて満たしている人 ①遺族基礎年金受給中 ②日本国内に住所がある ③前年の所得額が4,721,000円+扶養親族数×38万円 <sup>(※1)</sup> 以下	月額5,020円 (ただし、複数の子が受給している場合、5,020円を子の数で割った金額がそれぞれの子に給付されます。)

※1 38万円の扶養基準額は、同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

### 留意事項

◆新たに年金生活者支援給付金を受け取る人

新たに受け取りの対象になる人には、日本年金機構から順次お知らせが届きます。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入し返信してください。

◆年金を受給し始める人

- 年金の請求手続きと併せて年金事務所か、町民課で請求手続きをしてください。  
※町民課での請求手続きは、年金加入期間が第1号被保険者のみに限ります。

◆添付書類は不要

- 町から年金機構へ提供している所得情報により、支給要件を満たしているか判定しているので、基本的に課税証明などの添付は必要ありません。  
※所得情報を確認できない場合、提出をお願いする場合があります。
- 支給要件を満たさず場合、2年目以降のお手続きは原則不要です。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」が届きます。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

■厚生労働省の給付金サイトもご覧ください。  
ホームページURL  
<https://www.mhlw.go.jp/nenkinyuufukin/index.html>



### 年金生活者支援給付金制度 特設サイト

◆問い合わせ  
給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092  
050から始まる電話でおかけになる場合  
☎03(5539)2216

(月) 午前8時30分～午後7時  
(火～金) 午前8時30分～午後5時15分  
第2(土) 午前9時30分～午後4時  
※(月)が祝の時は、翌開所日が午後7時まで  
※(土)第2土曜日を除く(日)祝、12月29日(休)～1月3日(火)はご利用できません。  
※お問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものをご準備ください。